

マザアス日野 高齢者虐待防止に関する指針

(施設における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1条 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

(虐待の定義)

第2条

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について)

第3条 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、管理者、生活相談員、計画作成担当者又はサービス提供責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者(以下、担当者)」とします。

2 身体拘束的防止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は法人内別事業と連携して虐待防止対策委員会を開催する場合があります。

3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

4 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者を召集します。

5 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体対的には、次のような内容について協議するものとします。

① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

② 虐待の防止のため指針の整備に関すること

- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

(虐待の防止のための職員件数に関する基本方針)

第3条 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

3 実施は年2回以上行います。また、新規採用時には虐待の防止のため研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条

- ① 職員は利用者、その家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応します。
- ② 虐待等が疑われる場合は関係機関へ速やかに報告し、その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげます。
- ③ 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを職員は認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ④ 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに担

当者へ報告し、委員会を開催し、速やかに市町村に通報します。

- ⑤ 必要時に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に関わる苦情解決方法に関する事項)

第7条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは、上述の「第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(入所者当に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8条 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、施設1階において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第9条 第3条に定める研修会その他、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供された虐待防止に関する研修等には参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。